

## 経営所得安定対策推進事業実施要綱

平成 23 年	4 月	1 日	決裁
平成 24 年	4 月	6 日	一部改正
平成 25 年	4 月	1 日	一部改正
平成 25 年	5 月	16 日	一部改正
平成 26 年	4 月	1 日	一部改正
平成 27 年	4 月	9 日	一部改正
平成 30 年	4 月	1 日	一部改正
令和 元年	5 月	7 日	一部改正
令和 2 年	4 月	1 日	一部改正
令和 3 年	4 月	1 日	一部改正
令和 3 年	12 月	20 日	一部改正
令和 5 年	3 月	13 日	一部改正
令和 5 年	5 月	31 日	一部改正

### 第 1 趣旨

経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業及び畠地化促進事業（以下総称して「経営所得安定対策等」という。）の実施に必要となる推進活動等のうち、県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成する。

なお、事業の実施にあたっては、この要綱に定めるもののほか、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）によるものとする。

### 第 2 事業実施主体

- 1 県段階における事業実施主体（以下「県等」という。）は、次に掲げる組織とする。
  - (1) 県
  - (2) 埼玉県農業再生協議会（国実施要綱別紙 1 「農業再生協議会及び地域農業再生協議会について」の第 1 に定める要件を満たすものとし、以下「県再生協議会」という。）
- 2 地域段階における事業実施主体（以下「市町村等」という。）は次に掲げる組織とする。
  - (1) 市町村
  - (2) 地域農業再生協議会（国実施要綱別紙 1 「都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会について」の第 2 に定める要件を満たすものとし、以下「地域再生協議会」という。）

### 第 3 事業の内容

経営所得安定対策推進事業（以下「推進事業」という。）の対象となる取組は、次に掲げる取組とする。

- 1 県段階における活動（コメ新市場開拓等促進事業及び畑作物産地形成促進事業に

係るものを除く。)

(1) 経営所得安定対策等の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等）

(2) 需要に応じた作物の生産方針等の策定

(3) 産地交付金の要件設定・確認、市町村等に対する指導

(4) 荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動

(5) その他経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動

2 地域段階における推進活動（コメ新市場開拓等促進事業及び畑作物産地形成促進事業に係るもの）

(1) 経営所得安定対策等の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等）

(2) 需要に応じた作物の生産方針等の策定

(3) 申請書類等の印刷、配布、回収、整理取りまとめ、受付

(4) 対象作物（産地交付金の助成作物を含む。）の作付面積・生産数量等の確認事務

(5) 農業者情報のシステム入力・集計事務

(6) 産地交付金の要件設定・確認事務

(7) 荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動

(8) 農業者の水田情報等の収集・整理事務

(9) 経営所得安定対策の円滑な実施に必要な一括申請等の取組（国実施要綱別紙2「経営所得安定対策における一括申請の取組について」）

(10) その他経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動

3 県段階におけるコメ新市場開拓等促進事業の円滑な実施に必要な活動

(1) 産地・実需協働プランの作成に係る活動

(2) その他コメ新市場開拓等促進事業の円滑な実施に必要な活動

4 地域段階におけるコメ新市場開拓等促進事業の円滑な実施に必要な活動

(1) 産地・実需協働プランの作成に係る活動

(2) その他コメ新市場開拓等促進事業の円滑な実施に必要な活動

5 県段階における畑作物産地形成促進事業の円滑な実施に必要な活動

(1) 産地・実需協働プランの作成に係る活動

(2) その他畑作物産地形成促進事業の円滑な実施に必要な活動

6 地域段階における畑作物産地形成促進事業の円滑な実施に必要な活動

(1) 産地・実需協働プランの作成に係る活動

(2) その他畑作物産地形成促進事業の円滑な実施に必要な活動

#### 第4 推進活動計画の作成手続

##### 1 県推進活動計画等

(1) 県推進活動計画に係る作成手続は、国実施要綱に定めるとおりとする。

(2) 県再生協議会長は、知事が県推進活動計画を作成する場合には、県協議会活動計画（様式第1号の2）を作成し、様式第1号の1により知事に提出する。

##### 2 地域推進活動計画

(1) 地域推進活動計画の作成主体は、第3の2、4又は6の事業を行う事業実施主体のうち、市町村とする。

(2) 市町村長は、毎年度、地域再生協議会と協議の上、取組内容及び費用見込み額等を内容とする地域推進活動計画（様式第2号の2）を作成する。その際、当該計画と併せて、関東農政局と協議して、市町村、地域再生協議会、関東農政局の役割分担を記した経営所得安定対策等に係る年間スケジュール（様式第2号の3）を作成し、様式2号の1により知事へ提出する。

## 第5 推進活動計画の認定等

### 1 県協議会活動計画の認定手続

- (1) 知事は、県再生協議会長から第4の1の（2）により県協議会活動計画の提出があった場合は、提出された計画の内容を審査し、その内容が適当と認めるときは、当該計画を認定する。
- (2) 知事は、県協議会活動計画を認定した際は、その結果を県再生協議会長に通知する。
- (3) 県再生協議会長は、県協議会活動計画について、以下の変更が生じた場合は、  
(1) 及び(2)の手続に準じて、県協議会活動計画の変更（中止又は廃止）認定の申請（様式第3号）を作成し、知事の認定を受けるものとする。  
① 事業の中止又は廃止  
② 事業実施主体の変更  
③ 経費の3割を超える変更  
④ 事業実施主体における県補助金の増

### 2 地域推進活動計画の認定手続

- (1) 知事は、市町村長から第4の2の地域推進活動計画の提出があった場合は、提出された計画の内容を審査し、その内容が適当と認めるときは、計画を認定する。
- (2) 知事は、地域推進活動計画を認定した際は、その結果を市町村長に通知する。
- (3) 市町村長は、地域推進活動計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)及び(2)の手続に準じて、地域推進活動計画の変更（中止又は廃止）認定の申請（様式第4号）を作成し、知事の認定を受けるものとする。  
① 事業の中止又は廃止  
② 事業実施主体の変更  
③ 第6の3、4又は5に掲げる経費区分のうち、それぞれ(5)又は(6)の経費の3割を超える増減  
④ 事業実施主体における県補助金の増

### 3 計画の事前認定

#### (1) 県協議会活動計画の事前認定

県再生協議会長は、事業年度開始前においても第4の1の（2）に準じて県協議会活動計画を作成し、知事に提出することができるものとする。

知事は県協議会活動計画の提出があった場合は、1の(1)及び(2)に準じて当該計画を認定するものとする。認定された県協議会活動計画については、当該計画の変更のない場合には、1に基づく認定を受けたものとする。

#### (2) 地域推進活動計画の事前認定

地域推進活動計画の作成主体は、事業年度開始前においても第4の2に準じて地域推進活動計画を作成し、知事に提出することができるものとする。

知事は地域推進活動計画の提出があった場合は、2の(1)及び(2)に準じ

て当該計画を認定するものとする。認定された地域推進活動計画については、当該計画の変更のない場合には、2に基づく認定を受けたものとする。

## 第6 推進事業補助金の交付

- 1 県は、予算の範囲内において、第3の1及び2に定める活動の実施に必要な経費のうち3に掲げるもの、第3の3及び4に定める活動の実施に必要な経費のうち4に掲げるもの並びに第3の5及び6に定める活動の実施に必要な経費のうち5に掲げるものについて、県再生協議会長及び市町村長に交付する。
- 2 県再生協議会長及び市町村長は、県が定めるところにより、第3の1及び2に定める活動の実施に必要な経費のうち3に掲げるもの、第3の4及び5に定める活動の実施に必要な経費のうち4に掲げるもの及び第3の5及び6に定める活動の実施に必要な経費のうち5に掲げるものについて、知事に交付を申請する。
- 3 推進活動経費の区分及び内容

### (1) 謝金

作付状況の確認等への協力、交付申請書・営農計画書等の配布等並びに協議会会員、会員以外の専門家及び指導員として依頼した者（以下「外部専門家」という。）の会議等への参加に対する謝金及び報償費 等

### (2) 旅費

本制度の推進、指導及び研修等に要する外部専門家及び事務局員等への交通費及び宿泊費 等

### (3) 賃金及び共済費等

県等及び市町村等が任用又は雇用する職員の以下に掲げる経費

- ① 正規職員の超過勤務に対して支払う対価
- ② 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員への給料、報酬及び期末手当等並びに共済費（社会保険料及び児童手当拠出金をいう。以下同じ。）等
- ③ 臨時雇用職員の賃金及び超過勤務に対して支払う対価並びに共済費等
- ④ 第3の2の（9）の取組を生産出荷団体が実施する場合の生産出荷団体の職員の賃金等

### (4) 事務等経費

印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費（水田情報等の整備、事業運営システムの整備・改良等）、消耗品費（自動車等の燃料費を含む。）、借料・損料（会場借料、パソコンコンピュータ等のリース料等）、会議費（弁当代・お茶代は除く。）、備品費 等

### (5) 委託費

県再生協議会及び市町村等が実施する第3の1及び2に掲げる取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費

### (6) 助成費

地域再生協議会または利用集積団体が実施する第3の1及び2に掲げる取組に要する経費に対して助成する場合における当該助成に要する経費

## 4 コメ新市場開拓等促進事業推進活動経費の区分及び使途内容

### (1) 謝金

作付状況の確認等への協力、交付申請書・営農計画書等の配布、協議会会員、外部専門家の会議等への参加に対する謝金及び報償費 等

(2) 旅費

本制度の推進、指導、研修等に要する外部専門家及び事務局員等への交通費及び宿泊費 等

(3) 賃金及び共済費等

県等及び市町村等が任用又は雇用する職員の以下に掲げる経費

- ① 正規職員の超過勤務に対して支払う対価
- ② 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員への給料、報酬及び期末手当等並びに共済費 等
- ③ 臨時雇用職員の賃金及び超過勤務に対して支払う対価並びに共済費等

(4) 事務等経費

印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費（水田情報等の整備、事業運営システムの整備・改良等）、消耗品費（自動車等の燃料費を含みます。）、借料・損料（会場借料、パーソナルコンピュータ等のリース料等）、会議費（弁当代・お茶代は除きます。）、備品費 等

(5) 委託費

県等及び市町村等が実施する第 3 の 3 及び 4 に掲げる取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費

(6) 助成費

県等及び市町村等が実施する第 3 の 3 及び 4 に掲げる取組に要する経費に対して助成する場合における当該助成に要する経費

## 5 畑作物产地形成促進事業推進活動経費の区分及び使途内容

(1) 謝金

作付状況の確認等への協力、交付申請書・営農計画書等の配布、協議会会員、外部専門家の会議等への参加に対する謝金及び報償費 等

(2) 旅費

本制度の推進、指導、研修等に要する外部専門家及び事務局員等への交通費及び宿泊費 等

(3) 賃金及び共済費等

県等及び市町村等が任用又は雇用する職員の以下に掲げる経費

- ① 正規職員の超過勤務に対して支払う対価
- ② 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員への給料、報酬及び期末手当等並びに共済費 等
- ③ 臨時雇用職員の賃金及び超過勤務に対して支払う対価並びに共済費等

(4) 事務等経費

印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費（水田情報等の整備、事業運営システムの整備・改良等）、消耗品費（自動車等の燃料費を含みます。）、借料・損料（会場借料、パーソナルコンピュータ等のリース料等）、会議費（弁当代・お茶代は除きます。）、備品費 等

(5) 委託費

県等及び市町村等が実施する第 3 の 5 及び 6 に掲げる取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費

(6) 助成費

県等及び市町村等が実施する第 3 の 5 及び 6 に掲げる取組に要する経費に対して

## 助成する場合における当該助成に要する経費

### 6 推進活動経費、コメ新市場開拓等促進事業推進活動経費及び畑作物産地形成促進事業推進活動経費に係る留意事項

- (1) 謝金の支払方法や単価については、基本的に実働時間に基づく支払いとともに、地域の類似業務等を参考に単価を検討するなど、業務内容に見合うものとし、謝金に関する規程に定める。
- (2) 旅費について、パック及び割引運賃等の設定がある場合は、積極的に活用することとし、旅費に関する規程に定める。
- (3) 3の(3)、4の(3)及び5の(3)に規定する賃金及び共済費並びに3の(4)、4の(4)及び5の(4)に規定する事務等経費について、他の業務との兼務又は兼用がある場合は、利用割合等に応じた経費負担割合を定めた上で、費用を按分する。

また、事務室の借料を支出する場合は、面積等当該経費の妥当性を検証した上で、必要最低限のものとし、その単価等は、当該地域（県又は市町村）における水準に準拠させる。

さらに、会計年度任用職員及び臨時雇用職員への賃金等を支出する場合は、日報等で業務の実施状況を確認する。

- (4) 委託費については、第3の1及び2、3及び4並びに5及び6に掲げる取組以外の経費が含まれないよう、その支出範囲を明確にするとともに、他の地域の委託経費等も参考とし、委託内容の検討を行った上で、契約する。

## 第7 事業の着手

### 1 事業の実施については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）第5条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、県再生協議会長及び市町村長は、あらかじめ、県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した経営所得安定対策推進事業交付決定前着手届（様式第5号）を作成し、知事に届け出るものとする。

### 2 1のただし書きにより交付決定前に着手する場合において、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付農林部長決裁）第3の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載する。

### 3 1のただし書きにより交付決定前に着手する場合について、知事は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようとする。

### 4 1から3までの規定にかかわらず、第3の3から6までの事業については、第3の3から6までの事業に係る要望の調査が開始された時点から交付決定までに実施

した当該事業に係る経費を含めることができるとする。

## 第8 事業の実施状況の報告等

- 1 県再生協議会長及び市町村長は、翌年度の5月末までに、事業実施状況報告（様式第6号の2及び様式第6号の3）を作成し、証拠書類とともに、様式第6号の1により知事に報告するものとする。
- 2 市町村長は、当該地域における推進活動の実施状況を取りまとめ、取組内容、目的及び事業に要した経費等について、証拠書類等の提供を受けた上で、十分な検証を行い、執行内容が適切なものとなるよう、必要に応じて、地域再生協議会に対し助言・指導を行う。
- 3 知事は、1にかかわらず、必要に応じて県再生協議会長及び市町村長に対し、随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱の規定に基づき、平成23年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の埼玉県農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（以下「旧実施要綱」という。）の規定に基づき、平成24年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。
- 3 平成25年度に実施する事業について、旧実施要綱第4の規定により提出された県協議会活動計画及び地域推進活動計画は、改正後の経営所得安定対策推進事業実施要綱（以下「新実施要綱」という。）第4の規定により提出された県協議会活動計画及び地域推進活動計画とみなす。

また、旧実施要綱第5の3の規定による事業年度開始前に知事が行う県協議会活動計画の事前認定及び地域推進活動計画の事前認定は、新実施要綱第5の3の規定による事業年度開始前に知事が行う県協議会活動計画の事前認定及び地域推進活動計画の事前認定とみなす。

### 附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の経営所得安定対策推進事業実施要綱の規定に基づき、平成26年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第8の規定については、平成30年4月1日から適用するものとする。
- 3 この要綱による改正前の経営所得安定対策推進事業実施要綱の規定に基づき、平成29年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月7日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月13日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月31日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

様式第1号の1

番 号  
年 月 日

埼玉県知事〇〇 〇〇 宛

住 所  
埼玉県農業再生協議会  
会長 〇〇 〇〇

令和〇〇年度県協議会活動計画の認定の申請  
(経営所得安定対策推進事業)

経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け農林部長決裁）第5の1に基づき、下記のとおり県協議会活動計画の認定を申請します。

記

県協議会活動計画（様式第1号の2）

**令和〇〇年度県協議会活動計画**  
**(経営所得安定対策推進事業)**

事業実施主体

**1 事業の概要**

(1) 経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金、畠地化促進事業

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考
			円	

注：他の機関に対して委託する場合は、委託先を備考欄に記入し、委託先の取組内容も記入する。

(2) コメ新市場開拓等促進事業

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考
			円	

注：他の機関に対して委託する場合は、委託先を備考欄に記入し、委託先の取組内容も記入する。

(3) 畑作物産地形成促進事業

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考
			円	

注：他の機関に対して委託する場合は、委託先を備考欄に記入し、委託先の取組内容も記入する。

様式第2号の1

番 号  
年 月 日

埼玉県知事 ○○ ○○ 宛

□□市町村長 ○○ ○○

令和〇〇年度地域推進活動計画の認定の申請  
(経営所得安定対策推進事業)

経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け農林部長決裁）第5の2に基づき、下記のとおり地域推進活動計画の認定を申請します。

記

- 1 地域推進活動計画（様式第2号の2）
- 2 経営所得安定対策等に係る年間スケジュール（様式第2号の3）

**令和〇〇年度地域推進活動計画  
(経営所得安定対策推進事業)**

計画作成主体 ○〇市町村

**1 事業の概要**

**(1) 経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金、畠地化促進事業**

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考
			円	
地域段階の事業実施主体に対する補助金の交付	別紙1－1に記載			

注：他の機関に対して委託を行う場合は、委託先を備考欄に記入し、委託先の取組内容も併せて記入する。

(2) コメ新市場開拓等促進事業

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考
			円	
地域段階の事業実施主体に対する補助金の交付	別紙1－2に記載			

注：経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け農林部長決裁）第3の4に定める活動を行わない場合は、(2)の記載を省略できる。

注：他の機関に対して委託を行う場合は、委託先を備考欄に記入し、委託先の取組内容も併せて記入する。

(3) 畑作物産地形成促進事業

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考
			円	
地域段階の事業実施主体に対する補助金の交付	別紙1－3に記載			

注：経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け農林部長決裁）第3の6に定める活動を行わない場合は、(3)の記載を省略できる。

注：他の機関に対して委託を行う場合は、委託先を備考欄に記入し、委託先の取組内容も併せて記入する。

## 2 実施体制

① 事務局（担当部署）	
② 担当者の所属及び氏名	
③ 電話番号	

## 3 電算システムの内容

経営所得安定対策等の事務処理への対応方法	A. 既存の電算システムを改修 B. 他社の経営所得安定対策等向け電算システムを購入 C. 国が開発する事務処理システムを使用
----------------------	---

注：経営所得安定対策等の営農計画書のデータ入力及び農政局へ提出するCSVファイル（申請データ）の出力をどのように行うか記号で選択する。

(様式第2号の2の別紙1-1)

経営所得安定対策推進事業における助成対象経費内訳  
(経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金、畠地化促進事業)

助成先 ○○地域農業再生協議会

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考
			円	

注：他の機関に対して委託を行う場合は、委託先を備考欄に記入し、委託先の取組内容も併せて記入する。

(様式第2号の2の別紙1-2)

経営所得安定対策推進事業における助成対象経費内訳  
(コメ新市場開拓等促進事業)

助成先 ○○地域農業再生協議会

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考
			円	

注：他の機関に対して委託を行う場合は、委託先を備考欄に記入し、委託先の取組内容も併せて記入する。

注：経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け農林部長決裁）第3の4に定める活動を行わない場合は、（別紙1-2）の記載を省略できる。

(様式第2号の2の別紙1-3)

経営所得安定対策推進事業における助成対象経費内訳  
(畑作物産地形成促進事業)

助成先 ○○地域農業再生協議会

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考
			円	

注：他の機関に対して委託を行う場合は、委託先を備考欄に記入し、委託先の取組内容も併せて記入する。

注：経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け農林部長決裁）第3の6に定める活動を行わない場合は、（別紙1-3）の記載を省略できる。

様式第2号の3

## 経営所得安定対策等に係る年間スケジュール

(経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金、畑地化促進事業)

○○市町村 担当者 所属及び名前

○○地域農業再生協議会 担当者 所属及び名前

関東農政局 担当者 所属及び名前

実施時期	推進活動の内容	役割分担		
		○○市町村	○○地域農業再生協議会	関東農政局
3月				
4月	・交付申請書等の受付開始			
5月				
6月	・交付申請書、営農計画書、調整水田等の改善計画の提出期限(原則として6月30日まで)			
7月	・地域農業再生協議会から関東農政局へ対象作物の地域別作付計画面積報告書の提出(7月31日まで)			
8月				
9月	・市町村から関東農政局へ認定済の調整水田等の改善計画を提出(9月30日まで)			
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

## 経営所得安定対策等に係る年間スケジュール

(コメ新市場開拓等促進事業)

○○市町村 担当者 所属及び名前

○○地域農業再生協議会 担当者 所属及び名前

関東農政局 担当者 所属及び名前

実施時期	推進活動の内容	役割分担		
		○○市町村	○○地域農業再生協議会	関東農政局
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

注：経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成23年4月1日農林部長決裁）第3の4に定める活動を行わない場合は、経営所得安定対策等に係る年間スケジュール（コメ新市場開拓等促進事業）の記載を省略できる。

## 経営所得安定対策等に係る年間スケジュール

(畑作物産地形成促進事業)

○○市町村 担当者 所属及び名前

○○地域農業再生協議会 担当者 所属及び名前

関東農政局 担当者 所属及び名前

実施時期	推進活動の内容	役割分担		
		○○市町村	○○地域農業再生協議会	関東農政局
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

注：経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成23年4月1日農林部長決裁）第3の6に定める活動を行わない場合は、経営所得安定対策等に係る年間スケジュール（畑作物産地形成促進事業）の記載を省略できる。

様式第3号

番 号  
年 月 日

埼玉県知事 ○○ ○○ 宛

住 所  
埼玉県農業再生協議会  
会長 ○○ ○○

令和〇〇年度県協議会活動計画の変更（中止又は廃止）認定の申請  
(経営所得安定対策推進事業)

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で認定を受けた県協議会活動計画について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け農林部長決裁）第5の1の（3）の規定に基づき申請します。

記

県協議会活動計画（様式第1号の2）

様式第4号

番号  
年月日

埼玉県知事〇〇 〇〇 宛

□□市町村長 〇〇 〇〇

令和〇〇年度地域推進活動計画の変更（中止又は廃止）認定の申請  
(経営所得安定対策推進事業)

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で認定を受けた地域推進活動計画について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け農林部長決裁）第5の2の（3）の規定に基づき申請します。

記

地域推進活動計画（様式第2号の2）

様式第5号

番 号  
年 月 日

埼玉県知事〇〇 〇〇 宛

□□市町村長 〇〇 〇〇

又は

住所  
埼玉県農業再生協議会  
会長 〇〇 〇〇

}

令和〇〇年度経営所得安定対策推進事業交付決定前着手届

令和〇〇年〇月〇日付けで認定を受けた地域推進活動計画（または県協議会活動計画）に基づく別添事業について、経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け農林部長決裁）第7の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業について、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

別添

区分	事業量	事業費	着手予定期 年月日	完了予定期 年月日	理由
・県段階推進事務費 ・地域段階推進事務費					
合 計					

様式第6号の1

令和〇〇年度事業実施状況報告  
(経営所得安定対策推進事業)

番 号  
年 月 日

埼玉県知事〇〇 〇〇 宛

□□市町村長 〇〇 〇〇

又は

{住所  
埼玉県農業再生協議会  
会長 〇〇 〇〇 }  
}

経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け農林部長決裁）第8の規定に基づき、別添のとおり報告します。

【市町村】

注：事業実施状況報告書（様式第6号の3 地域段階）、年間実績（様式第6号の4 地域段階）、証拠書類を添付する。

【県農業再生協議会】

注：事業実施状況報告書（様式第6号の2 県段階）、証拠書類を添付する。

**令和〇〇年度県協議会事業実施状況報告**  
**(経営所得安定対策推進事業)**

事業実施主体

## 1 事業の概要

(1) 経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金、畠地化促進事業

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要した経費	備考
			円	

注：他の機関に対して委託した場合は、委託先を備考欄に記入し委託先の取組内容も併せて記入する。

(2) コメ新市場開拓等促進事業

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要した経費	備考
				円

注：他の機関に対して委託した場合は、委託先を備考欄に記入し委託先の取組内容も併せて記入する。

(3) 畑作物産地形成促進事業

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要した経費	備考
				円

注：他の機関に対して委託した場合は、委託先を備考欄に記入し委託先の取組内容も併せて記入する。

(様式第6号の3 地域段階)

令和〇〇年度事業実施状況報告  
(経営所得安定対策推進事業)

報告作成主体 ○〇市町村

1 事業の概要

(1) 経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金、畠地化促進事業

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要した経費	備考
			円	
地域段階の事業実施主体に対する補助金の交付	別紙1-1に記載			

注：他の機関に対して委託を行った場合は、委託先を備考欄に記入し委託先の取組内容も併せて記入する。

(2) コメ新市場開拓等促進事業

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要した経費	備考
				円
地域段階の事業実施主体に対する補助金の交付	別紙1－2に記載			

注：他の機関に対して委託を行った場合は、委託先を備考欄に記入し委託先の取組内容も併せて記入する。

注：経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け農林部長決裁）第3の5に定める活動を行わない場合は、(2)の記載を省略できる。

(3) 畑作物産地形成促進事業

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要した経費	備考
			円	
地域段階の事業実施主体に対する補助金の交付	別紙1－3に記載			

注：他の機関に対して委託を行った場合は、委託先を備考欄に記入し委託先の取組内容も併せて記入する。

注：経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け農林部長決裁）第3の6に定める活動を行わない場合は、(3)の記載を省略できる。

## 2 実施体制

① 事務局（担当部署）	
② 担当者の所属及び氏名	
③ 電話番号	

## 3 電算システムの内容

経営所得安定対策等の事務処理への対応方法	A. 既存の電算システムを改修 B. 他社の経営所得安定対策等向け電算システムを購入 C. 国が開発する事務処理システムを使用
----------------------	---

注：経営所得安定対策等の営農計画書のデータ入力及び農政局へ提出するCSVファイル（申請データ）の出力をどのように行ったか記号で選択する。

(様式第6号の3の別紙1-1 地域段階)

**経営所得安定対策推進事業における助成対象経費内訳**  
(経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金、畠地化促進事業)

助成先 ○○地域農業再生協議会

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要した経費	備考
				円

注：他の機関に対して委託を行った場合は、委託先を備考欄に記入し委託先の取組内容も併せて記入する。

(様式第6号の3の別紙1-2 地域段階)

**経営所得安定対策推進事業における助成対象経費内訳**  
**(コメ新市場開拓等促進事業)**

助成先 ○○地域農業再生協議会

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要した経費 円	備考

注：経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け農林部長決裁）第3の4に定める活動を行わない場合は、（別紙1-2）の記載を省略できる。

注：他の機関に対して委託を行った場合は、委託先を備考欄に記入し委託先の取組内容も併せて記入する。

(様式第6号の3の別紙1-3 地域段階)

**経営所得安定対策推進事業における助成対象経費内訳**  
**(畑作物産地形成促進事業)**

助成先 ○○地域農業再生協議会

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要した経費 円	備考

注：経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け農林部長決裁）第3の4に定める活動を行わない場合は、（別紙1-3）の記載を省略できる。

注：他の機関に対して委託を行った場合は、委託先を備考欄に記入し委託先の取組内容も併せて記入する。

様式第6号の4

## 経営所得安定対策等に係る年間実績

(経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金、畠地化促進事業)

○○市町村 担当者 所属及び名前

○○地域農業再生協議会 担当者 所属及び名前

関東農政局 担当者 所属及び名前

実施時期	推進活動の内容	役割分担		
		○○市町村	○○地域農業再生協議会	関東農政局
3月				
4月	・交付申請書等の受付開始			
5月				
6月	・交付申請書、営農計画書、調整水田等の改善計画の提出期限(原則として6月30日まで)			
7月	・地域農業再生協議会から関東農政局へ対象作物の地域別作付計画面積報告書の提出(7月31日まで)			
8月				
9月	・市町村から関東農政局へ認定済の調整水田等の改善計画を提出(9月30日まで)			
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

## 経営所得安定対策等に係る年間実績

(コメ新市場開拓等促進事業)

○○市町村 担当者 所属及び名前

○○地域農業再生協議会 担当者 所属及び名前

関東農政局 担当者 所属及び名前

実施時期	推進活動の内容	役割分担		
		○○市町村	○○地域農業再生協議会	関東農政局
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

注：経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け農林部長決裁）第3の4に定める活動を行わない場合は、経営所得安定対策等に係る年間実績（コメ新市場開拓等促進事業）の記載を省略できる。

## 経営所得安定対策等に係る年間実績

(畑作物産地形成促進事業)

○○市町村 担当者 所属及び名前

○○地域農業再生協議会 担当者 所属及び名前

関東農政局 担当者 所属及び名前

実施時期	推進活動の内容	役割分担		
		○○市町村	○○地域農業再生協議会	関東農政局
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

注：経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け農林部長決裁）第3の6に定める活動を行わない場合は、経営所得安定対策等に係る年間実績（畑作物産地形成促進事業）の記載を省略できる。